

第31回

借金するよう指示し 強引に契約を迫る手口に注意!

相談事例

大学の先輩にファミリーレストランへ呼び出され、「約50万円のFX自動売買システムを購入すれば、何もしなくても稼げる」と、もうけ話の勧誘を受けた。商品代金が高額で支払えないと断ったら、「みんな学生ローンで借りて支払っている。資格を取るための学校に通う費用と言えば貸してくれる」と指南され、申し込み時に申告する学校名や資格講座名を教えられた。その後、学生ローンで30万円を借り、手持ちの現金とともに手渡し、翌日、別の学生ローンにも行って20万円を借りて指定された口座に振り込んだが、50万円も借金してしまい不安になった。FX自動売買システムの契約書はもらっておらず、会社の住所や連絡先も分からない。商品も届いていないのでクーリング・オフしたい。
(20歳代、男性)

●問題点とアドバイス

「お金が無い」などと言って断っている消費者に対して、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせる手口に関するトラブルが、20歳代の若者に多くみられます。

この手口はお金もうけに関する契約、いわゆる「オンラインカジノビジネス」や投資ソフト、情報商材などの契約において特に目立って相談が寄せられています。

(1) 借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう

投資や副業等で「もうかるから借金は返せる」と言われても不確実な話であり、借金を返せる保証はどこにもありません。また、投資は原則として余裕資金で行うものであり、**借金をしてまで行うものではありません**。初期費用を回収できるという十分な見込みも無いのに多額の借金を抱えることは、極めてリスクの高い行為です。「みんな借りている」「すぐにお金を取り戻せる」などと言われても、うのみにせず、借金

をしてまでお金を支払うことはやめましょう。

(2) 断る際は、「お金が無い」ではなく、「要りません」ときっぱり断りましょう

「お金が無い」と断ると、「借りればよい」などと、貸金業者から借金をするよう持ちかけられたり、クレジット契約を勧められたりして金銭的に断る理由を封じられ、強引に契約を勧められる場合があります。友人・知人から勧誘されて断りにくいと思っても、「**お金が無い**」などという断り方はやめ、「**要りません**」「**やめます**」ときっぱり断ってください。

(3) うそをついて借金をすることは絶対にやめましょう

今回の事例のように事業者が、契約の相手方の年収、預貯金または借入れの状況等について虚偽の申告をさせることは、特定商取引法上の一部の取引類型(訪問販売など)において禁止されています*。借金やクレジット契約をする際にうそをつくように言われても、絶対に耳を貸さないでください。

参考：国民生活センター「【若者向け注意喚起シリーズ(No.4)】借金するよう指示し、強引に契約を迫る手口に注意」(2021年8月12日公表)
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210812_1.html

* 特定商取引法7条1項5号、同規則7条6号イ等